



2025年12月23日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社
代 表 者 名 執行役員社長 清水 和志
(コード番号：5191 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 法務部長兼広報 IR 部長 日比野 伸哉
(TEL : 052-571-0280)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025年12月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2025年12月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者及び公開買付者の完全子会社（以下「本完全子会社」といいます。）の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年12月16日付「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者及び本完全子会社の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上となり、本日、公開買付者から会社法第179条第1項に基づく株式売渡請求に係る通知を受け、本日開催の当社取締役会において、当社は当該株式売渡請求を承認したことから、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上